

平成 24 年度包括外部監査結果についての対応方針及び  
平成 23 年度包括外部監査結果についての対応結果

平成 25 年 3 月

雇用経済部

平成 24 年度包括外部監査結果についての対応方針  
雇用経済部 ..... 1 P

平成 23 年度包括外部監査結果についての対応結果  
公益財団法人三重県産業支援センター ..... 5 P  
三重県土地開発公社  
(ニューファクトリーひさい工業団地分) ..... 14P  
三重県信用保証協会 ..... 15P  
三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償 ..... 16P  
共通意見 ..... 16P

## 平成 24 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考														
I. 包括外部監査の意見及び指摘																
VII. 雇用経済部																
1. 公有財産台帳の登録について																
① 公有財産台帳への登録時期について【結果】	<p>修繕を含む建物の新規登録について任意に抽出し、公有財産の取得に関する書類一式を閲覧した結果、下記について、公有財産台帳への登録が 1 年近く遅れているものが存在した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">口座名称</td><td style="padding: 2px;">工業研究所</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">建物名称</td><td style="padding: 2px;">研究支援 B 棟</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">負担行為理由</td><td style="padding: 2px;">工業研究所研究支援 B 棟床修繕</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">支出額</td><td style="padding: 2px;">1,680,000 円</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">工期</td><td style="padding: 2px;">平成 23 年 1 月 12 日～平成 23 年 3 月 28 日</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">完成年月日</td><td style="padding: 2px;">平成 23 年 3 月 22 日</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">台帳登録日</td><td style="padding: 2px;">平成 24 年 2 月 1 日</td></tr> </table> <p>公有財産規則第 35 条では、公有財産の取得等に関する登録について、「課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならない。」と定めており、また、適切な公有財産管理の観点からも適時、台帳登録すべきである。</p>	口座名称	工業研究所	建物名称	研究支援 B 棟	負担行為理由	工業研究所研究支援 B 棟床修繕	支出額	1,680,000 円	工期	平成 23 年 1 月 12 日～平成 23 年 3 月 28 日	完成年月日	平成 23 年 3 月 22 日	台帳登録日	平成 24 年 2 月 1 日	<p>公有財産に異動がある場合は速やかにその手続きを行わなければなりませんが、登録作業が適切に行われなかったことから、今後は個々の取得及び異動があった都度複数で確認し、公有財産台帳への登録を行うようにしていきます。</p>
口座名称	工業研究所															
建物名称	研究支援 B 棟															
負担行為理由	工業研究所研究支援 B 棟床修繕															
支出額	1,680,000 円															
工期	平成 23 年 1 月 12 日～平成 23 年 3 月 28 日															
完成年月日	平成 23 年 3 月 22 日															
台帳登録日	平成 24 年 2 月 1 日															
2. 境界標柱の設置について																
① 境界標柱の設置について【結果】																

下記の土地については、境界標柱の設置がなされていなかった。

所管課	所在地	地積 (m <sup>2</sup> )	現在高 (千円)	取得年度
工業研究所	津市高茶屋五丁目 5-45	22,354.78	98,318	昭和 46 年度
工業研究所	津市高茶屋五丁目 5-45	173.82	764	昭和 46 年度
工業研究所	津市高茶屋五丁目 5-45	680.24	2,992	昭和 46 年度
工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知字西山 208	7,752.40	53,904	昭和 53 年度
工業研究所 窯業研究室	四日市市東阿倉川 788	7,208.32	17,804	昭和 45 年度
工業研究所 窯業研究室	四日市市東阿倉川 788	3,687.37	9,108	昭和 45 年度

これらの土地は、外周地が水路、道路等の官有地であったため、境界標柱が設置されていないと推測され、また、一部杭を打つ、塀で囲む等の処置は取られている。

これについて雇用経済部では、総務部管財課において境界標柱の有無も含め、財産管理の状況を調査しているところであり、その結果を踏まえて、方針が示されれば対応していく予定であるとのことであった。

現状、県有地であることが明確に示されており、不法占有の発生可能性が低いものまで、境界標柱を設置することを必ずしも求めることについては議論の余地があるが、公有財産規則に定められている以上、境界標柱を設置する必要がないと判断される場合には、しかるべき決裁を取る等の手続きが必要であると考えられる。

なお、境界標柱の設置に関しては、「第3外部監査の結果—総括的意見ー」において、監査人の意見を記載している。

現状では、境界標柱のない部分は塀やフェンスで囲われて、県有地であることが明確になっており、不法占有の問題が発生する可能性は極めて低いと考えられるため、総務部管財課の今後の方針を待って対応を検討していきます。

雇用経済部

### 3. 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターについて

#### ① 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターのコスト管理について【意見】

当該施設について、有効利用のための具体的な計画は現在検討中であるが、今後、発生が見込まれるコストを合理的に見積ることにより、コストの発生を管理し、また、将来どれだけの投資が必要であるかを把握することも必要である。	当該施設については、毎年多額の管理運営コストが発生しており、施設の有効利用を図ることが重要な課題です。今後も引き続き、四日市市をはじめ関係者と協議し、当該施設の有効利用のための検討を進めてまいります。また、当該施設の維持管理コストの削減については、費用対効果の観点も重視しつつ検討してまいります。	雇用経済部
--	--	-------

② 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの今後の利用について【意見】

<p>当該施設が立地する鈴鹿山麓リサーチパークは、四日市市と共同で開発している地域のため、今後の利用については、四日市市と協議のうえ、検討していく必要があります。県は平成19年度から年に1~2回の頻度で四日市市と鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議を行っているが、課題の洗出しと今後の取組方針の検討に留まり、具体的な施策の構築までには及んでいない。</p> <p>また、当初の三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターを含む鈴鹿山麓リサーチパーク全体の開発目的が「研究開発に使用するため」と用途を限定していることから、企業誘致するにしてもその対象が研究所等に限られ、進展していかないのが現状である。</p> <p>したがって、低利用の状況を改善するための手段として、用途変更や売却等も視野に入れた今後の活用方針の早期策定が必要であると考えられる。</p>	<p>平成24年度初めに、当該施設の利活用の可能性を探るため、民間の施設管理会社の意見を聞きましたが、妙案は得られませんでした。</p> <p>当該施設の利活用を考えるにあたっても、開発許可時の要件や、当該施設の用地の所有者が四日市市であることなど、様々な制約があることから、鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議にて引き続き関係機関と協議し、リサーチパーク全体の利活用の検討を進める中で、広く産業振興の観点から施設の既存機能を活かした有効活用について検討してまいります。</p>	雇用経済部
--	--	-------



## 平成23年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考																					
I. 包括外部監査の意見及び指摘																							
3. 財団法人三重県産業支援センター																							
(1) 貸付先の返済能力の判断資料について【結果】	<p>貸付先の返済能力の有無は、償還遅延または償還不能となる可能性の判断に当たって、最も重要な項目であると考えられる。</p> <p>検討の対象とした4社の「小規模企業設備導入診断調査」の調達資金の返済能力の有無の記載内容は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>(単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th></th><th>A社</th><th>B社</th><th>C社</th><th>D社</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返済財源※</td><td>16,308</td><td>12,628</td><td>△57,492</td><td>33,416</td></tr> <tr> <td>年間返済必要額</td><td>39,057</td><td>11,490</td><td>49,114</td><td>12,992</td></tr> <tr> <td>差引過不足</td><td>△22,749</td><td>1,138</td><td>△106,606</td><td>20,424</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 従前2年分の平均税引後利益+今回の増加利益期待額×1/2+前期の減価償却費+今回の設備投資分の減価償却費</p> <p>A社とC社は差引過不足がマイナスとなっているが、業績の改善、役員等個人からの借入、投資不動産等の資産処分を理由に返済能力があると認めている。</p> <p>しかし、これらの理由は現地でのヒアリング結果のみであることから、返済能力があると判断した根拠として不十分である。</p> <p>差引過不足がマイナスであれば、当該貸付が返済される可能性は低いと予想するのが通常である。それにもかかわらず、返済能力があると判断する場合には、具体的な計画等により慎重な検討を行なう必要がある。したがって、このような場合には、具体的な計画等の提出を要求すべきであった。なお、現在においては、必要に応じて具体的な計画等を入手していることである。</p>		A社	B社	C社	D社	返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416	年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992	差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎平成23年度に行った診断項目の見直しに基づき、返済能力の判断材料として試算表や事業計画書、資金繰表等を入手するようにし、根拠となる数字や理由等により具体的な裏付けを明らかにしました。</p> <p>このことにより、貸付審査委員会における審査資料においても診断・調査結果が明らかになるよう項目の見直しを行いました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な審査が行われるよう指導し、診断・調査結果の明確な審査資料が作成されるようになりました。</p>	農水商工部 財団法人三重県産業支援センター
	A社	B社	C社	D社																			
返済財源※	16,308	12,628	△57,492	33,416																			
年間返済必要額	39,057	11,490	49,114	12,992																			
差引過不足	△22,749	1,138	△106,606	20,424																			
(2) 貸付先の経営分析および経営計画の分析について【意見】	<p>検討の対象とした4社の経営計画には、期待される投資効果の計算根拠が記載されており、たとえば、A社の原価率の主な根拠は、新製品の仕入高が売上高比20%とある。これに基づく新製品の原価率は38.3%と計算されているが、同社の直近2年の原価率は、2年前実績の</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎貸付先の経営分析及び経営計画の分析を行うにあたり、期待される投資効果の計算根拠について、</p>	農水商工部																				

<p>87.5%、直近期末実績の87.2%である。そのため、経営計画の達成可能性の有無の判断に当たっては、「新製品の仕入高が売上高比20%」をどのような施策によって実現されるかが重要なポイントになったと思われるが、その具体的な施策に関する記載まではなかった。</p> <p>昨今の経済環境を鑑みれば、一定率以上の売上増加の継続、あるいは原価率の大幅な改善には、貸付先または貸与先の相当な努力が必要であることは明らかであり、その具体的な施策は、経営計画の達成可能性の有無の判断にはより有用な情報と考えられる。したがって、経営計画の計算根拠のみならず、その具体的な施策についても記載することが望ましい。</p>	<p>具体的な施策の記載に加え、必要に応じてその裏付けとなる資料を入手するようにし、分析結果の精度向上に努めました。</p>	<p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(3) 出向者が有する業務ノウハウの有効活用について【意見】</p>		
<p>産業支援センターには金融機関や証券会社からの出向者が存在しているが、前述の①の指摘や②の意見が存在することを鑑みれば、これらの者が有する業務ノウハウをこれまで以上に活用することが有用であると思われる。</p> <p>たとえば、金融機関で法人融資を担当した経験のある出向者がいるのであれば、当該出向者の融資に関するノウハウを、産業支援センターの職員が吸収して、設備資金貸付事業に、さらに活用する体制とすることが望ましい。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎金融機関からの派遣職員を債権管理業務の副務者とし、貸付先の返済能力の判断や経営分析について、銀行での実務経験や法人融資に関するノウハウを活用し、主務者であるプロパー職員と連携して業務を行わせました。</p> <p>平成24年7月には、すべてのプロパー職員、県派遣職員、金融機関派遣職員、CDが2名1組のチームを組み、正常債権分132件の資金貸付先を訪問して、企業の抱える課題等の聴き取りを行い、現場感覚の向上に努めました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な事務処理が行われるよう指導し、出向者の有するノウハウの有効活用が図られる体制になりました。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>
<p>(4) 規定に従った債権区分について【結果】</p>		
<p>「債権管理要綱」第2条は、債権のリスク管理として、債権を(1)破綻先等債権、(2)延滞債権、(3)3か月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)正常債権に分類し管理する旨を規定しているが、現状は当該規定に依らず、財団法人全国中小企業取引振興協会が示している債権分類を参考に分類している。</p> <p>「債権管理要綱」の規定と債権分類の実態が乖離していると認められるので、整合を取る必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎財団法人全国中小企業取引振興協会が作成した債権者区分、債権分類等のマニュアルを参考とともに、当財団監査法人の指導を受け、平成23年度に債権管理要綱を改正しました。</p> <p>当該債権管理要綱に基づいて債権分類を行い、リスク管理を行っています。</p>	<p>農水商工部</p> <p>財団法人三重県産業支援センター</p>

(5) 同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】

<p>平成 22 年度の未収償還金の一覧において、設備貸与事業で貸倒懸念債権に分類されていた E 社は、設備資金貸付事業においても貸倒懸念債権に分類すべきところ、正常債権として扱われていた。</p> <p>産業支援センターでは、中小企業向けの融資制度を設けており、企業によっては複数の融資制度を利用しているが、制度間で貸付先または貸与先の企業情報の共有が十分でなかったため、当該事象が発生したと考えられる。</p> <p>企業情報を一元的に管理することで、前述の不整合な取扱いを防止することができると考えられるため、各融資制度における企業情報を一元的に管理する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎平成 23 年度の対応方針に基づき、各々の融資制度における情報を企業単位で管理し、それぞれの情報が相互活用できるよう改善しました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
--	--	----------------------------------

(6) 担保提供者からの法的回収について【結果】

<p>未収債権が発生した貸付先については、交渉（対応）記録が作成され、未収債権発生の経緯、債務者あるいは連帯保証人への対応を詳細に記録している。</p> <p>このうち、C 社については、担保として第三者による担保提供がなされ、抵当権が設定されているが、監査時点で法的回収手続は行われていなかった。</p> <p>「債権管理要綱」第 8 条第 2 項は、廃業及び繰上償還通知を行った債権について、抵当権の実行及び強制執行により法的回収を図る要件を定めており、同項第 3 号はその要件を、実行可能な償還（完済）計画の提出がある場合を除き、債務残高に比べ償還額が著しく少額で、最終期限後 10 年を経過してもなお完済の見込みがないときとしている。</p> <p>C 社は、平成 20 年 10 月に破産し、以後の 2 年 6 か月間の回収額は、未収債権残高の 2.3% にあたる 34 万円であり、また償還（完済）計画の提出がなく、現在の回収状況が継続すると仮定すれば、最終返済期限後 10 年を経過する平成 35 年 10 月までに完済は見込めない。</p> <p>このため、「債権管理要綱」第 8 条第 2 項第 3 号に該当すると考えられ、法的回収を図る必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎C 社については弁護士に委任して担保不動産の競売を行いました。</p> <p>他に担保提供がなされている 1 社についても C 社と同様に、弁護士に委任のうえ担保不動産の売却を行うなど、債権管理要綱に基づき法的回収手続きを進めました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な事務処理が行われるよう指導し、適切な債権回収手続が進められる体制になりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
--	--	----------------------------------

(7) 弁護士への相談記録の保管について【結果】

<p>産業支援センターでは、弁護士に対して、必要に応じて法律的な意見を聴取するために面談しているとのことである。しかし、案件によっては、相談記録が残されてたり残されていなかつたりしていた。また、相談記録にどのような法的処理が行われたかの記録が保存されていた場合でも、相談記録が個々のファイルに綴じられ、整理保管が一定していなかつたため、速やかに確認することができなかつた。</p> <p>したがって、業務の執行をより効率的に行うためにも、弁護士に面談した時は相談記録を作成し、また、相談記録を必要な時に確認できるよう整理保管する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎平成 23 年度の対応方針に基づき、相談記録は弁護士関係綴で一元管理し、企業別の綴には写しを綴じるように改善しました。</p> <p>また、過去の法的対応が直ちに参照が可能な状態にし、業務の効率的な執行と職員のスキルアップに活用しています。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
--	---	----------------------------------

(8) 事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施について【結果】

<p>貸付先または貸与先の選定手続において、貸付審査委員会が貸付決定の条件として事後指導を付していることがある。</p> <p>事後指導が付された貸付先または貸与先については、貸付実行から1年後を目途に中小企業診断士が現地でのヒアリング結果に基づき、「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」が提出されているのみで、その後のフォローを実施していないものが見受けられた。</p> <p>貸付審査委員会が貸付決定に当たって事後指導を付しているのは、償還遅延または償還不能を回避することが目的であると考えられる。そのため、事後指導は中小企業診断士から「小規模企業等設備貸付事後指導報告書」が提出されれば終わりというものではなく、債権が全額償還されるまで、適時かつ継続的に実施すべきである。たとえば、職員が業績の悪化した貸付先または貸与先を訪問し、状況をヒアリングして問題の有無を交渉（対応）記録に記載しておくことは、事後指導の適時かつ適切なフォローに該当すると考える。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎平成23年度の対応方針に基づき、職員やコーディネータによるフォローを行っています。さらに事後指導が付された貸付先のみならず、すべての貸付先を訪問し、状況をヒアリングして記録に残し、適切な支援を行うことで未収債権の発生防止に努めました。</p> <p>また、今後も定期的に貸付先を訪問し、継続的なフォローを実施します。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な事務処理が行われるよう指導し、適切な事後指導が実施される体制が整いました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
---	---	----------------------------------

(9) 決算書の分析の活用について【意見】

<p>産業支援センターは貸付後に「小規模企業者等設備導入資金（設備資金貸付事業）貸付対象設備利用状況報告書」の提出を、毎年利用者に義務付けている。当該書類の記載内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 対象設備と借入残額</li> <li>ii 対象設備の利用状況</li> <li>iii 対象設備の設置による効果や産業支援センターに期待する支援等</li> <li>iv 現在抱えている経営上の問題点</li> <li>v 経営状況（売上高、従業員数等）</li> </ul> <p>上記のほか、添付資料として決算書を提出させている。</p> <p>これらの書類は年度別にファイリングされており、企業業績の経年比較は実施しているとのことであったが、その結果の活用方法については具体的な回答がなかった。</p> <p>業績の悪化があれば、それは償還遅延または償還不能となる可能性の兆候を示すものと考えられるため、たとえば、⑤で述べた事後指導の適時かつ継続的なフォローの実施を行なう先の選定等で活用することが望ましい。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎平成23年度の対応方針に基づき、企業業績の経年比較表を作成し、金融機関派遣職員のノウハウを活用しながら分析を行い、その結果を事後指導・助言先の選定や債権管理の資料として活用し、継続的な企業支援を行いました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な事務処理が行われるよう指導し、決算書等の効果的な活用が図られるようになりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
---	---	----------------------------------

(10) 債務保証のモニタリングについて【意見】

<p>新産業創造資金の融資事業では、産業支援センターは信用保証協会に対して債務保証を行なっているものの、融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった。本来、債務保証を行なっている場合には、融資先の財政状態および経営成績を把握するとともに、融資元にヒアリングを行い融資の回収状況を確認することで債務保証のリスク管理が求められるところである。産業支援センターの場合、債務保証のリスク管理を実施することは、信用保証協会に対する損失補償を最小化するということであり、現在 90 百万円の残高がある新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することと同義である。また、その補助金の財源は税金であることを考えれば債務保証のリスク管理は重要である。</p> <p>このように産業支援センターには新産業創造資金推進補助金の返還額を最大化することが求められている中で、産業支援センターが融資先の財政状態および経営成績を適時に把握することができていなかった理由は、現在の債務保証契約では、産業支援センターが信用保証協会に対して融資先の財政状態および経営成績の報告を求める権利が明記されていないため、産業支援センターが適時に融資先の財政状態および経営成績を把握することが困難だからである。</p> <p>しかし、このような契約上の制約がある中でも、たとえば、融資の条件緩和依頼が発生した場合には信用保証協会より報告してもらうように依頼し、今後の回収計画をヒアリングしたうえで、当該融資が回収不能とならないように信用保証協会を通して融資した金融機関に一層の努力を促す、といった対応が望まれる。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎信用保証協会に依頼し、可能な範囲での情報提供を受け、融資先の財政状態及び経営成績の把握に努めました。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な事務処理が行われるよう指導し、債務保証のリスク管理が行える体制になりました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
---	--	----------------------------------

<p>(1 1) 偶発債務の注記について【結果】</p> <p>産業支援センターは信用保証協会との間で債務保証契約を締結している。信用保証協会からの代位弁済の請求が増加したため、平成 21 年度以降は新規の融資を休止しているものの、現時点でも 5 社（平成 23 年 9 月末時点）に対して 4,083 万 8 千円の融資残高がある。</p> <p>したがって、かかる債務保証は偶発債務であることから、決算報告書において債務保証の残高を注記する必要がある。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎平成 23 年度の決算報告書から、三重県信用保証協会に対する保証債務を注記しています。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>◎適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
--	--	----------------------------------

<p>(1 2) 新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の記載について【結果】</p> <p>平成 23 年 4 月 30 日付で産業支援センターから県に対して提出された平成 22 年度の新産業創造資金損失補償準備金の運用状況報告書の中で、運用益収入の金額について誤った報告がなされていた。報告を受けた県では、その金額に疑問を持ったため、産業支援センターに対して調査を依頼した。産業支援センターとしては、県からの指摘に対して速やかに金額を修正して再報告をすべきであったが、修正された報告書は平成 23 年 8 月に再提出されていた。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>◎適切な事務処理について、適宜、職員に注意喚起を行いました。</p> <p>注意すべき事例が発生した場合は、マニュアルなどの規程を整備し、再発防止に努めます。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
---	---	----------------------------------

したがって、産業支援センターにおいて、かかる記載誤りに対する指摘に対して速やかに修正して再報告すべきであった。	
---	--

#### (13) 投資の回収可能性について【意見】

第1号ファンドに対して、産業支援センターは2億50百万円を出資しているものの、平成22年12月末時点の持分相当額は53百万円と当初出資額の21.1%まで毀損している。現在第1号ファンドは15社に投資しているが、備忘価格になっている企業が8社、投資簿価を50%以上下回っている企業が6社となっているため、仮にこの15社の中から新規上場を果たす企業が現れたとしても、投資額を全額回収することができるかどうかは不透明な状況にあるといえる。投資の目的は民間によるリスクマネー供給の「呼び水」になることではあるものの、第1号ファンドから1社も上場企業を輩出できていないことや、出資額が著しく毀損している状況を鑑みると、出資の目的を十分に果せているのかどうか、県として引き続き検討することが望まれる。

一方で、第2号ファンドからは上場企業を1社輩出したものの、創薬ベンチャーであることから売上高は不規則にしか発生しないこともあり、現時点では投資簿価を回収するまでに至っていない。その結果、出資額1億50百万円に対して、平成22年6月末時点の持分相当額は83百万円(55.4%)まで毀損している。

三重県内のリスクマネー供給の「呼び水」となるべく「みえ新産業創造ファンド」を発足したが、産業支援センターを介した当該ファンドへの出資により、民間によるリスクマネーの自律的供給を十分に引き出したか否かについて、県として十分な検討が望まれる。

(雇用経済部)

○第1号ファンドについては、平成25年12月に期限を迎えることから、一部延長の可否も含め、出資の目的を果たすための対応策ならびに検証方法について検討中です。また、ファンドのクロージング後も、継続して出資先の動向を把握し、必要な支援について検討していきます。

第2号ファンドについても、引き続き民間ベースの資金の動きのきっかけとなるような対応策と検証方法を検討していきます。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

#### (14) 補助金交付目的について【意見】

メッセウイングに係る県からの補助金については、主として概要で記載した高度化資金借入金(県からの借入金)に関する償還補助である。

しかし、この補助金の根拠となる「三重産業振興センター関係補助金交付要領(以下、「補助金交付要領」という。)」によれば、補助金の交付目的および補助事業の内容は以下のとおりとなっている。

補助金の交付目的	補助事業の内容
補助事業者(産業支援センター)が行う、三重産業振興センターの施設の設置及び改修を図る。	三重産業振興センターの施設の設置及び改修に要する経費

(雇用経済部)

○補助要領の改正を行い、昨年度の補助金から適用いたしました。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

ここでいう、「三重産業振興センター」とは「メッセウイング」のことであるということは

類推できるが、「三重産業振興センター」は、当初メッセウイングの管理運営を行なっていた財団法人名であり、補助金交付要領上でも、「メッセウイング・みえ」と表記すべきである。

また、そもそも補助金の交付目的や補助事業の内容としては、あくまでも三重産業振興センター(メッセウイング)の「施設の設置及び改修」と定めており、産業支援センターの“借入金の償還補助”とは記載されていない。

たしかに、メッセウイングの設置にあたっては、県からの補助金が一部充当されており、また、その後の大規模修繕においては、県からの補助金がこの補助金交付要領に基づき支出されてきている。

しかしながら、それは“借入金の償還補助”とは別の支出であり、“借入金の償還補助”を行なうのであれば、補助金交付要領にも明確に“借入金の償還補助”を補助金の交付目的や補助事業の内容として定める必要があると考えられる。

#### (15) 債務負担行為の設定について【意見】

前述したとおり、県からの借入金について、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていた。

これについて、県の予算上、地方自治法第214条に定める債務負担行為の設定が行なわれていない。

事実上、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていたため、県が補助金で負担する金額37億2,657万5千円について、将来発生する債務の負担として、議会の議決により、債務負担行為の設定を行う必要があったものと考えられる。

(雇用経済部)

◎平成24年三重県議会第1回定例会において、当該補助金にかかる債務負担行為について設定いたしました。

農水商工部  
財団法人三重県産業支援センター

#### (16) 成果目標と実績値との比較について【意見】

展示ホール等の利用に関しては、経済状況等にも左右されることではあるが、展示ホールの利用率については、目標値と実績値との乖離が大きいため、その原因について把握しておく必要がある。また、指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果が出ているのかどうかについても、今後、検討していくことが必要であると考えられる。

(三重県産業支援センター)

○展示ホール利用率の目標値(40.0%)と実績値との乖離については、平成23年度の事業報告書から要因を分析して記載し、当該要因について的確に把握できるよう改めています。

平成23年度は、東日本大震災やタイ洪水等による厳しい経済状況下にも関わらず、新規利用者の開拓及びリピーターの確保の取組が奏功し、年度後半の利用率が伸び、指定管理者制度に準じた委託導入後最も高い利用率(34.5%)となりました。

指定管理者制度に準拠した制度に移行した成果については、平成24年3月に、基本協定に定めた業

農水商工部  
財団法人三重県産業支援センター

	<p>務水準の達成状況を調査し、管理委託者と意見交換を行いました。今後、平成24年度の事業報告も踏まえて検証し、その成果を次回の管理委託事業者の公募に活かしてまいります。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>○指定管理者制度に準拠した方法に移行した成果の検証等につきましては、引き続き適正な事務処理が行われるよう指導してまいります。</p>	
--	--	--

#### (17) 利用率の算出方法について【意見】

<p>成果目標で使用している利用率の算出について、例えば、展示ホールなどは、午前・午後・夜間の3コマを実績値として把握しているが、利用率の算出にあたっては、午前・午後の2コマを分母として計算している。</p> <p>すなわち、一般的には利用率の算出に当たって利用コマ数を使用する場合、分母には営業日における利用可能コマ数（午前・午後・夜間）、分子は利用実績コマ数にて算出するところ、午前・午後の2コマを分母として計算している。</p> <p>これでは、仮に100%の利用状況の場合、単純に計算すると利用率は150%（1.5倍）となってしまう。</p> <p>産業支援センターでは、以前から、このような方法にて利用率を算出し、事業報告書などで公表しているが、より実態に合わせた利用率の計算方法に変更することが望ましい。</p>	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>○平成23年度の事業報告書及び平成24年度の月間報告書から、営業日単位で利用率を計算するよう改めています。</p> <p>また、同時にコマ単位、昼間・夜間別でも利用率を計算し、利用実態を詳細に把握しています。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
--	--	----------------------------------

#### (18) その他の成果目標について【意見】

<p>成果目標について、委託業者からの提案により、次の2項目が成果目標として加わっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果目標</th><th>目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①「産業振興」を目的とした施設利用率</td><td>毎年度 70%</td></tr> <tr> <td>②三重県内企業の施設利用率</td><td>全利用者における利用率 90%</td></tr> </tbody> </table> <p>この成果目標については、業務仕様書として、基本協定書に綴じこまれた文書にも記載されており、これについても、委託業者の管理運営業務の評価等に際して参考すべき項目であると考えられるが、委託業者からの「事業報告書」（基本協定書第27条）には、これらの成果目標について触れられていない。</p>	成果目標	目標値	①「産業振興」を目的とした施設利用率	毎年度 70%	②三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率 90%	<p>(三重県産業支援センター)</p> <p>○「産業振興」を目的とした施設利用とする基準について、中小企業基本法における国の施策目的に準拠することとし、具体的な事例を示して設定しました。</p> <p>当該基準は、平成23年度の事業報告書及び平成24年度の月間報告書から適用しています。</p> <p>(雇用経済部)</p> <p>○適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。</p>	<p>農水商工部 財団法人三重県産業支援センター</p>
成果目標	目標値							
①「産業振興」を目的とした施設利用率	毎年度 70%							
②三重県内企業の施設利用率	全利用者における利用率 90%							

このため、「事業報告書」においては、これらの成果目標についてもその実績が記載される必要があると考えられる。

なお、この成果目標について、「事業報告書」とは別の資料で把握された実績値は次のとおりである。

成果目標	H21 年度	H22 年度
①「産業振興」を目的とした施設利用率	79.4%	75.4%
②三重県内企業の施設利用率	82.1%	78.3%

※ 指定管理者制度に準じた方法で管理運営業務を委託した平成 21 年度からの実績データである。

①については、目標値を実績値が上回っている。②については、目標値を下回っている。これについても、7. で述べたようにその原因の把握が必要である。

なお、①の「産業振興」を目的とした施設利用率であるが、「産業振興」の定義が定かではない。平成 23 年 3 月度の「施設使用状況」を閲覧したが、たしかに、単なる会議としての利用や、“産業”とは直接的には関係しない団体（政治団体等）による集会での利用も見受けられる。

「メッセージング・みえ管理及び運営に関する規程」によれば、特に、“産業”とは直接に関係しない利用に対して制限を加えていることはない。

しかしながら、「産業振興」「産業の活性化」を目的として設置している当施設の性格上、また、指定管理者制度に準じた方法により委託しているため施設の使用許可は委託業者が行えることとなっていることからも、産業支援センターとして、「産業振興」による利用状況を把握しておくことは必要なことであると考えられる。

したがって、「産業振興」を目的とした利用というのは、どのような利用を指すのかについて、明確に定めておく必要がある。

なお、前述した「施設使用状況」においては、産業業種別に利用状況を集計しているが、この中で「会議・説明会・講習会他」の利用率は 78% となっており、産業業種別に区分されている利用率は 22% である。

平成 22 年度の「産業振興」を目的とした施設利用率の実績値は、79.4% となっている。これは、「会議・説明会・講習会他」の利用を産業業種別に振り分けた結果のことであるが、その過程が明らかとはなっていない。

「産業振興」を目的とした利用の定義を明確にするとともに、その算出過程についても把握しておく必要があると考えられる。

(19) メッセウイングの管理運営について（収支状況に関して）【意見】

民間事業者の創意工夫を活かすという指定管理者制度の趣旨に鑑み、収支差額についてすべてを精算することは避けるべきではあるが、メッセウイングの設立には公的資金が充てられており、いわゆる「公の施設」に準じたものと考えられるため、プラスの収支差額の一定割合について、委託業者から納付させることも、次回の委託期間（平成 26 年度以降）には検討の余地があると考えられる。

この際には、民間事業者の受託に関するモチベーションを減退させないようにすることや、収支差額の算出については、適切な会計処理が行なわれているかを検査する方法について検討する必要があると考えられる。

(三重県産業支援センター)

○管理委託業者の収支状況の実態を踏まえ、課題を明確にした上で、次回の管理委託事業者の公募における検討を行います。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

(20) 減損会計の適用について【結果】

建物は時価が著しく下落している。土地は 50% を超える下落はないが、資産の時価が著しく下落したときは、時価が概ね 50% を超えて下落している場合とされており、概ね 50% を超えていると判断することもできる。

メッセウイングの土地・建物は平成 3 年から平成 5 年にかけて取得・建設されたものであり、相当程度の時価の下落が見込まれる。

したがって、不動産鑑定評価額等により合理的な時価を算出し、減損処理の必要がないかを検討する必要がある。

(三重県産業支援センター)

○平成 23 年度決算において、土地・建物等について減損会計を適用し、適正な評価をしました。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

(雇用経済部)

○適正な事務処理が行われるよう指導し、改善されました。

(21) 建物の減価償却計算について【結果】

産業支援センターでは、建物等の償却資産の減価償却に際しては、基本的には法人税法の定めに従って減価償却計算をしているとのことであるが、当該施設については、平成 10 年の法改正後も、改正前の法定耐用年数の 65 年を使用可能年数と考え、平成 15 年の統合時もそれに基づいて計算された 57 年を耐用年数としているとのことである。

たしかに、法人税法に定める法定耐用年数を使用せずに、操業度（利用度）の大小や技術革新の程度などの条件を勘案し、物理的減価および機能的減価を具体的に見積もったうえで自主的に耐用年数を見積もることは可能であるが、産業支援センターにおいて、具体的にそのような見積もりを行なったうえで、耐用年数として 57 年を決定しているわけではない。

したがって、具体的な見積もりを行った上で、自主的に耐用年数を決定するか、そうでないならば、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却計算を行い、減価償却費の差額についても、適切に処理することが望まれる。

(三重県産業支援センター)

○建物に係る耐用年数を 42 年に修正し、償却不足については過年度償却費として、平成 23 年度決算において費用計上しました。

農水商工部

財団法人三重県産業支援センター

(雇用経済部)

○団体の対応方針に基づき、適切に改善されていることを確認いたしました。

4. 三重県土地開発公社（雇用経済部関係分のみ抽出）

(3) 元管理センター用地について【意見】

<p>ニューファクトリー工業団地の元管理センター用地は、当初は結成される管理組合への無償譲渡を予定していたため、簿価がゼロとなっており、財務諸表の附属明細表のうち完成土地等明細表には計上されていない。将来、分譲予定地とされた場合、会計方針に定める「個別法による原価法」による算定・評価が適切になされておらず、分譲時に適切な損益計算がなされないこととなる。</p> <p>当該用地の利用方針を定めるとともに、分譲予定地とされた場合、過年度の事業費を適切に配分し直すことにより、当該用地の取得原価を算定するとともに、他の未分譲用地の簿価についても見直す必要がある。</p>	<p>(部局名：雇用経済部)      ⑤元管理センター用地については、三重県、津市、三重県土地開発公社で協議し、分譲していくよう方向性を確認したところであり、早期の分譲に向けて取り組んでいるところです。</p>	農水商工部 県土整備部 三重県土地開発公社
--	--	-----------------------------

#### (4) 未分譲用地の評価について【意見】

<p>ニューファクトリー工業団地の未分譲用地は1区画のみとなったところであるが、第2工区の造成が完了した平成14年度以降8年半ほど経過して未分譲であることから考慮すると、今後も未分譲用地として保有し続けることにより、売却価額が簿価を下回り損失が発生するリスクがあるため、これに係る貸付金の回収可能性の検討にあたり、分譲の引合い状況や時価動向について今後も留意する必要がある。</p>	<p>(部局名：雇用経済部)      ⑥未分譲用地については、ご意見にもあるように、長期に保有することでのリスクを回避するためにも早期の分譲が望まれます。      このため、引き合い情報の共有など、三重県、津市、三重県土地開発公社の三者で協力しながら分譲に向けて取り組んでいるところです。</p>	農水商工部 県土整備部 三重県土地開発公社
---	--	-----------------------------

### 6. 三重県信用保証協会

#### (1) 県における聞き取り調査について【意見】

<p>平成22年度の損失補償補助金の確定手続は(1)概要のとおりであり、監査の結果、特段の問題点は検出されなかったが、県における信用保証協会での聞き取りに関して、制度の趣旨を担保するために必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリスト等の作成・活用が望まれる。</p>	<p>(部局名：雇用経済部)      ⑦現地調査においては、従前から必要なポイントをまとめた調査票を用いて実施しているところであり、平成23年度の調査からは、この調査票の内容を見直し、必要な聞き取りポイントを網羅したチェックリストとなるよう項目の充実を図りました。</p>	農水商工部 三重県信用保証協会
--	---	--------------------

#### (2) 県の関与の必要性について【意見】

<p>三重県中小企業融資制度は、民間金融、信用保証制度の枠組みを活用して実施されている制度であることから、それぞれの中小企業者等に制度融資を行なうべきかどうかの判断は、金融機関における融資審査および信用保証協会における保証承諾審査にて行われ、県は信用保証協会に対して損失補償を行うのみとなっている。</p> <p>そのため、県では、個々の融資案件の融資審査・保証承諾審査が適切に遂行されているかどうかを随时モニタリングすることは困難であることから、毎年1月に信用保証協会から損</p>	<p>(部局名：雇用経済部)      ⑧平成24年度から要領を改正し、損失補償対象融資について、代位弁済の発生状況をモニタリングするとともに、予算の進捗状況を事前に把握できるよう、補助対象期間中における代位弁済の発生状況について、中間報告を義務づけました。</p>	農水商工部 三重県信用保証協会
--	---	--------------------

<p>失補償補助金交付申請書・実績報告書が送付されて、はじめて、損失補償額および損失補償対象の代位弁済額を把握できる。</p> <p>県の融資制度が信用力の低い中小企業に対する金融の円滑化を図ることを目的としていることを考慮しても、予算の進捗状況を把握するためには、期中に損失補償対象融資に係る代位弁済の発生状況をモニタリングする必要があると思われる。</p>		
<b>7. 三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償</b>		
<p><b>(1) 労働者福祉対策資金（離職者等緊急生活資金）融資制度について【意見】</b></p> <p>離職者等緊急生活資金融資の実績は、平成21年3月から平成23年9月までに1,215万円発生しているのみであるが((1)概要⑤参照)、東海労働金庫に対しては平成20年度以降、毎年1,000万円から2,500万円の預託が行なわれており((1)概要④参照)、結果として機会損失(当該資金を他に運用したとすれば得られた運用益)が発生していることになる。限られた予算の有効活用が望まれる。</p> <p>融資を促進するために融資条件を変更して借りやすい制度にするか、制度の存続意義がなくなっているのであれば、制度の廃止も視野に入れて検討すべきであると考えられる。</p>	<p>(部局名：雇用経済部) ◎離職者等緊急生活資金貸付は、平成22年度以降は貸付実績がないことから、平成24年度から融資を休止しました。</p>	<p>生活・文化部 社団日本労働者信用基金協会</p>
<b>8. 損失補償・債務保証の管理等（雇用経済部関係分のみ抽出）</b>		
<p><b>(1) 損失補償等の管理について【意見】</b></p> <p>損失補償等の契約締結は当面の財政支出を伴うものではないことから損失補償等の残高は増加しやすい傾向にあり、また、損失補償等は損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。</p> <p>したがって、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部局において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。</p>	<p>(雇用経済部、農林水産部、県土整備部) 損失補償等の円滑な管理を行うため、引き続き関係団体と連携を図っていきます。</p> <p>※環境生活部所管分については、債務返済により損失補償の対象は消滅しました。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>
<p><b>(2) 会計基準への準拠性について【意見】</b></p> <p>各団体において会計基準への準拠性に疑問のある会計処理が散見された。財務諸表は、団体の財政状態を把握し、損失補償等の実行可能性を判断するための重要な情報のひとつである。損失補償等の管理と同様に、各担当部局は、各団体が所定の手続により承認された財務諸表入手するだけでなく、各団体が作成する財務諸表が適正な会計基準に準拠して作成しているか等今後一層の指導を行われたい。</p>	<p>(雇用経済部、環境生活部、農林水産部、県土整備部) 適正な会計基準に準拠して作成されるよう、指導を行いました。</p>	<p>生活・文化部 環境森林部 農水商工部 県土整備部</p>